

隊友会新聞 27年3月号記事

公的年金制度（12）

被用者年金制度の一元化

今回は平成27年10月1日から施行されます被用者年金制度の一元化を取り上げます。

Q 1 平成27年10月から被用者年金が一元化されると聞いたのですが、どういうことですか？

A 1 共済年金制度を厚生年金保険制度に統一することです。一元化後は、国家公務員等も厚生年金保険に加入することになります。

Q 2 厚生年金保険になれば何が変更されるのですか？

A 2 共済年金と厚生年金保険の制度的な差異は、基本的には厚生年金保険に統一されます。

関係する変更事項は、次のとおりです。

① 被保険者の年齢制限

共済年金には年齢制限はありませんが、統一後は厚生年金保険と同じ70歳になります。

② 未支給年金の給付範囲

共済年金では遺族がいないときは相続人に未支給年金が支払われておりましたが、統一後は死亡していた者と生計を同じくしていた3親等以内の親族に限り支給されます。

③ 老齢給付の在職停止

退職共済年金受給者が厚生年金被保険者等となった場合、これまでは標準報酬額＋年金月額が46万円を超えた場合に年金の一部または全部が支給停止になっておりましたが、統一後は65歳未満の者は標準報酬額＋年金月額が28万円を超える場合には年金の一部または全部が支給停止

になります。

④ 障害給付の支給要件

障害共済年金には保険料の納付要件はありませんでしたが、統一後は初診日の前々月までの保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上あることが必要となります。

⑤ 遺族年金の転給

遺族共済年金には先順位が失権した場合には次順位者に支給されるといういわゆる転給制度がありましたが、統一後は先順位が失権しても次順位以下の者には支給されません。

⑥ 女子の支給開始年齢

女子の特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢の引き上げは男子から5年遅れで行われております。一方女子の特別支給の退職共済年金の支給開始年齢の引き上げは厚生年金保険の男子と同じスケジュールで行われております。

この女子の支給開始年齢は経過的措施として統一後も男性と同じのままです。

⑦ 職域加算部分

統一後は、共済年金にある職域加算部分は廃止され、廃止後は新たな年金制度となります。

⑧ 掛金(保険料)

共済年金の掛金(保険料)が引き上げられ厚生年金保険の保険料率に統一されます。

Q 3 退職共済年金を受給中(受給予定)の者です。一元化後はどうなるのですか？

A 3 退職共済年金か老齢厚生年金かは生年月日によって次のようになります。

生年月日	支給開始年齢～65歳	65歳以降
昭和25年10月1日まで	特別支給の 退職共済年金	本来支給の 退職共済年金
昭和25年10月2日～ 昭和29年10月1日まで	特別支給の 退職共済年金	本来支給の 老齢厚生年金
昭和29年10月2日～ 昭和36年4月1日まで	特別支給の 老齢厚生年金	本来支給の 老齢厚生年金
昭和36年4月2日以降	—	本来支給の 老齢厚生年金

1年間にわたり年金について連載してまいりましたが今回をもって終了とさせていただきます。お読み頂き有り難うございました。